

自然災害時等における休講の基準

令和 7 年 5 月 28 日
広島高等技術専門校長
技術短期大学校長

天候の悪化や地震発生等における安全確保のため、次のとおり休講の基準を定める。
なお、自然災害時等により休講とした授業については、原則として振替授業を行う。

- 1 「広島市西区」に「特別警報」または「暴風」「暴風雪」「大雪」のいずれかの警報（以下、「警報」という。）が発表された場合は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 6 時 30 分に警報が発表中、もしくは午前 6 時 30 分から授業開始時刻（午前 8 時 35 分）前までに警報が発表された場合は、午前 10 時 15 分までを休講とする。
 - (2) 午前 8 時 35 分に引き続き警報が発表中の場合は、午前中を休講とする。
 - (3) 午前 11 時 00 分に引き続き警報が発表中の場合は、終日休講とする。
 - (4) 警報発表中は情報・状況に留意すること。また、登校中に警報が発表されたことを知った場合は、状況を確認して帰宅・避難する等、自らの安全確保に努めること。
- 2 「広島市西区（学区に関係なく）」に「警戒レベル 4 以上の避難情報（『緊急安全確保』、『避難指示』）」が発令された場合は、上記 1 の取り扱いを準用する。
- 3 登校日の前日の正午以降に「広島市を含む地域」で「震度 5 強」以上の地震が発生した場合は、当該登校日を終日休講とする。
- 4 上記 1 から 3 にかかわらず、居住地または登校経路において危険が予測される場合は、その安全性が確認できるまで登校を控え、速やかにその状況を校に連絡すること。
また、交通機関が遅延・運休している場合も、速やかにその状況を校に連絡すること。
- 5 在校中は、校長が特別警報・警報・注意報等を総合的に判断して、休講を決定する。

○ 避難情報の確認方法

広島県防災Web

<https://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/?municipalityCd=341045>

- 1 右記の二次元コードを読み取る。
- 2 認識結果が表示されるので、ブラウザを開く。
- 3 「広島市西区」の避難情報を確認する。

